

官報

省令

文部省令第四十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八條第三項の規定を

告示

市町の廃置分合(北海道鳥取町廃止釧路市編入)

町村の廃置分合(岐阜県富岡村廃止)

パリで署名された職業を行わせるための婦女売買取締に関する国際協定に対するレバノ

ン国政府の加入通告

通合国財産管理人の解任

第六回定期預金細目等

第二回埼玉信用組合ニニコ定期貯金の細目等

第二回興紀無盡ハッピー定期預金の細目等

昭和二十四年度用教科書等の定価

昭和二十五年産の麦に適用する反当共済金額の基準額

自動車整備士技能検定基準

自動車整備士技能検定規則に規定する旧制甲種工業学校卒業者と同等以上の学力を有すると認める者

航空標識の新設、改廃、その他船舶の航行に必要事項

失業保険法により労働大臣の指定する市町村を定める告示の一部改正

三九 三六 三六 三五 三五 三四 三四 三三 三三 三三 三三

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。児童福祉法施行の日から適用する。

2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の規定による小学校又は中学校の教諭免許状を有するものとみなされた者は、第二條第二号の規定にかかわらず、昭和二十六年八月三十一日まで、教諭院における教育を担当する職員であることができる。

3 少年教護法第二十四條第一項但書ニ依ル承認ニ関スル規則(昭和九年文部省令第八号)は、廃止する。

告示

総理府告示第四百四十一号

市町の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十四年十一月十日から、北海道釧路郡鳥取町を廃し、その区域を釧路市に編入する旨、北海道知事から届出があつた。

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

総理府告示第四百四十二号

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十四年十一月一日から、北海道利尻郡香形村を香形町に、同枝幸郡中頓別村を中頓別町とする旨、北海道知事から届出があつた。

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

総理府告示第四百四十三号

村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十四年十一月一日から、青森県中津軽郡船沢村と同郡高杉村の境界を次の通り変更する旨、青森県知事から届出があつた。

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

中津軽郡船沢村から同郡高杉村へ編入する地番

- 番、七五番一号、七五番二号、七六番、七八番一号、七八番二号、七九番から八一番まで、八二番一号から八二番三番まで、八三番から八九番まで、九〇番一号、九〇番二号、九〇番三番まで、九〇番四番まで、九〇番五番まで、九〇番六番まで、九〇番七番まで、九〇番八番まで、九〇番九番まで、九〇番十番まで、九〇番十一番まで、九〇番十二番まで、九〇番十三番まで、九〇番十四番まで、九〇番十五番まで、九〇番十六番まで、九〇番十七番まで、九〇番十八番まで、九〇番十九番まで、九〇番二十番まで、九〇番二十一番まで、九〇番二十二番まで、九〇番二十三番まで、九〇番二十四番まで、九〇番二十五番まで、九〇番二十六番まで、九〇番二十七番まで、九〇番二十八番まで、九〇番二十九番まで、九〇番三十番まで、九〇番三十一番まで、九〇番三十二番まで、九〇番三十三番まで、九〇番三十四番まで、九〇番三十五番まで、九〇番三十六番まで、九〇番三十七番まで、九〇番三十八番まで、九〇番三十九番まで、九〇番四十番まで、九〇番四十一番まで、九〇番四十二番まで、九〇番四十三番まで、九〇番四十四番まで、九〇番四十五番まで、九〇番四十六番まで、九〇番四十七番まで、九〇番四十八番まで、九〇番四十九番まで、九〇番五十番まで、九〇番五十一番まで、九〇番五十二番まで、九〇番五十三番まで、九〇番五十四番まで、九〇番五十五番まで、九〇番五十六番まで、九〇番五十七番まで、九〇番五十八番まで、九〇番五十九番まで、九〇番六十番まで、九〇番六十一番まで、九〇番六十二番まで、九〇番六十三番まで、九〇番六十四番まで、九〇番六十五番まで、九〇番六十六番まで、九〇番六十七番まで、九〇番六十八番まで、九〇番六十九番まで、九〇番七十番まで、九〇番七十一番まで、九〇番七十二番まで、九〇番七十三番まで、九〇番七十四番まで、九〇番七十五番まで、九〇番七十六番まで、九〇番七十七番まで、九〇番七十八番まで、九〇番七十九番まで、九〇番八十番まで、九〇番八十一番まで、九〇番八十二番まで、九〇番八十三番まで、九〇番八十四番まで、九〇番八十五番まで、九〇番八十六番まで、九〇番八十七番まで、九〇番八十八番まで、九〇番八十九番まで、九〇番九十番まで、九〇番九十一番まで、九〇番九十二番まで、九〇番九十三番まで、九〇番九十四番まで、九〇番九十五番まで、九〇番九十六番まで、九〇番九十七番まで、九〇番九十八番まで、九〇番九十九番まで、九〇番百番まで、九〇番百零一

- 号、五〇番二号、五一番一号、五一番二号、五二番、五三番一号、五三番二号、五四番から六三番まで、六四番一号、六四番二号、六五番一号から六五番五号まで、六六番、六七番、七五番一号、七五番二号、七六番二号から七六番四号まで、七七番、七八番一号から七八番五号まで、七九番二号から七九番四号まで、八〇番一号、八〇番二号、八一番、八二番、八三番一号、八四番一号から八四番三番まで、八五番、八六番三番、八六番五号から八六番八号まで、八七番一号、八七番二号、八八番、九三番から九五番まで

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十四年十一月一日から、岐阜県加茂郡富岡村を廃し、その区域のうち大字市平賀、鑄物師屋及び肥田瀬の区域を武儀郡関町に、大字大平賀の区域を加茂郡富岡村に編入する旨、岐阜県知事から届出があつた。

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

外務省告示第五号

ワシントン駐在のレバノン国特命全權公使は、明治三十七年五月十八日パリで署名された職業を行わせるための婦女売買取締に関する国際協定に対する同国政府の加入を本年六月二十日、国際連合事務総長に通告した。(昭和二十四年十一月十五日付連合国最高司令官司令部発日本国政府あて覚書) 昭和二十四年十二月三日

外務大臣 吉田 茂

大蔵省告示第九百七十三号

敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第千七百九十九号)第四條第二項の規定によつて、スタンダード・グアキユー・ム・オイル・カムパニーの本邦所在営業所に属し、又はその保管する左の財産に関する連合国財産管理人を一から四までについては昭和二十四年五月三十一日付、五から九までについては同年六月二十九日付、十から十五までについては同年七月二十九日付、十六から二十一までについては同年八月三十一日付をもつて次の通り解任した。

昭和二十四年十二月三日

大蔵大臣 池田 勇人

Table with 4 columns: 文部省告示第百九十四号, 昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日, 昭和三十四年十二月三日. Includes subjects like 国語, 算数, 理科, and their respective publishers and prices.

Table with 4 columns: 昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日, 昭和三十四年十二月三日. Includes subjects like 理科, 図画工作, 音楽, and their respective publishers and prices.

昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日. Text detailing regulations for textbook pricing and inspection procedures.

昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日. Additional text regarding textbook regulations and inspection procedures.

Table with 4 columns: 昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日, 昭和三十四年十二月三日. Includes subjects like 国語, 算数, 理科, and their respective publishers and prices.

Table with 4 columns: 昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日, 昭和三十四年十二月三日. Includes subjects like 理科, 図画工作, 音楽, and their respective publishers and prices.

昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日. Text detailing regulations for textbook pricing and inspection procedures.

昭和三十四年度用教科書等の定価を左の通り定める, 昭和三十四年十二月三日. Additional text regarding textbook regulations and inspection procedures.

官 報 昭和24年12月3日 土曜日 36

び操作が迅速且つ正確にできる技能を有すること。

(一) 工具及び器具について高度の知識を有すること。

(二) 困難な故障発見ができる技能を有すること。

(三) 図面についての相対的な判断力及び簡単な図面の技術を有すること。

(四) 自動車整備関係法規について知識を有すること。

(五) 高度の単位及び作業上必要な材料についての知識を有すること。

(六) 前各号の外、自動車に関する一般的な技能を有すること。

(七) 機械の構造及び機能について知識を有すること。

(八) 高度の単位及び作業上必要な材料についての知識を有すること。

(九) 前各号の外、自動車に関する一般的な知識を有すること。

(十) 自動車整備関係法規について知識を有すること。

(十一) 高度の単位及び作業上必要な材料についての知識を有すること。

(十二) 前各号の外、自動車に関する一般的な知識を有すること。

(十三) 自動車整備関係法規について知識を有すること。

(十四) 高度の単位及び作業上必要な材料についての知識を有すること。

(十五) 前各号の外、自動車に関する一般的な知識を有すること。

- 別表一 自動車整備士の種類**
- 一 自動車シャシー整備士
 - 二 自動車エンジン整備士
 - 三 自動車ゼゼルエンジン整備士
 - 四 電気自動車整備士
 - 五 自動車電気部品整備士
 - 六 自動車電装整備士
 - 七 自動車電装部品整備士
 - 八 自動車電装材料整備士
 - 九 自動車電装材料整備士
 - 十 自動車電装材料整備士
 - 十一 自動車電装材料整備士
 - 十二 自動車電装材料整備士
 - 十三 自動車電装材料整備士
 - 十四 自動車電装材料整備士
 - 十五 自動車電装材料整備士
 - 十六 自動車電装材料整備士
 - 十七 自動車電装材料整備士
 - 十八 自動車電装材料整備士
 - 十九 自動車電装材料整備士
 - 二十 自動車電装材料整備士
- 準備の種別
- 一 普通自動車(トラック)の整備
 - 二 普通自動車(トラック)の整備
 - 三 普通自動車(トラック)の整備
 - 四 普通自動車(トラック)の整備
 - 五 普通自動車(トラック)の整備
 - 六 普通自動車(トラック)の整備
 - 七 普通自動車(トラック)の整備
 - 八 普通自動車(トラック)の整備
 - 九 普通自動車(トラック)の整備
 - 十 普通自動車(トラック)の整備
 - 十一 普通自動車(トラック)の整備
 - 十二 普通自動車(トラック)の整備
 - 十三 普通自動車(トラック)の整備
 - 十四 普通自動車(トラック)の整備
 - 十五 普通自動車(トラック)の整備
 - 十六 普通自動車(トラック)の整備
 - 十七 普通自動車(トラック)の整備
 - 十八 普通自動車(トラック)の整備
 - 十九 普通自動車(トラック)の整備
 - 二十 普通自動車(トラック)の整備

<p>24年845項 燈塔標 本州北西岸—美保湾附近 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 178° 17' 80" M. (c) Fl. ev. 5 sec. 7.5 M. (d) Fl. ev. 4 sec. 7.5 M. F. (標位) 33° 35.8' N., 133° 20.6' E. (標位)</p>	<p>24年846項 燈塔標 本州北西岸—代木東岩瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年847項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年848項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年849項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年850項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年851項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年852項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>	<p>24年853項 燈塔標 本州北西岸—新瀬港 記号 燈塔標 位置 同第3号燈塔標 上照台合 から 116° 12' 133" 50° 4' 59.7' N., 137° 0' 52" 38° 46' 50.8' N., 137° 0' 52" E. (標位)</p>
---	--	---	---	---	---	---	---	---

43 第6868号 官 報 昭和24年12月3日 土曜日

第6868号 官 報 昭和24年12月3日 土曜日 42

郵政官 濱田 泰孝
(一) 郵政官 濱田 泰孝
(二) 郵政官 濱田 泰孝

法務府公告
○工場財団
福井市花堂町六十六号之返一番地

建設省公告
○土地收用公告
土地收用公告第二十号

裁判所公告
○公示催告
申立人 小松原秀夫

○公示送達
被告 中川 茂

被告 山本長太郎
被告 山本長太郎

被告 具滋俊
被告 具滋俊

被告 孫 孝
被告 孫 孝

被告 李 盛
被告 李 盛

被告 金泰守
被告 金泰守

被告 田中 大
被告 田中 大

被告 石川 洋
被告 石川 洋

被告 石川 洋
被告 石川 洋

被告 石川 洋
被告 石川 洋

被告 石川 洋
被告 石川 洋

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

本籍長野県下伊那郡合村八百三
本籍長野県下伊那郡合村八百三

Table with financial data, including columns for assets (資産), liabilities (負債), and other items. Includes a section for '合併公告' (Merger Announcement) and '第四期決算公告' (Fourth Period Financial Statement Announcement).

第 6868 号

第6868号

官 報

昭和24年12月3日 土曜日 44

Table with columns for financial items like '資本金', '負債', '未収金', and '現金'. Includes a sub-section for '第十三期決算公告' (13th Period Financial Statement Announcement) with a date of August 31, 1945.

Table with columns for financial items like '資本金', '負債', '未収金', and '現金'. Includes a sub-section for '第五回決算報告' (5th Period Financial Statement Report) with a date of June 30, 1945.

Table with columns for financial items like '資本金', '負債', '未収金', and '現金'. Includes a sub-section for '第五十七回決算公告' (57th Period Financial Statement Announcement) with a date of August 31, 1945.

昭和三十四年十一月二十六日
東京千代田区神田三崎町二丁目六番地
鉄道建設興業株式会社
取締役社長 小谷 清

合併取消
昭和三十四年十月七日官報第六八二
号に掲げた左記会社合併公告は両会
社の同意に依り中止したから之を取消
す。

昭和二十五年第三種郵便物認可
十一月二十六日発行券第十六号一頁
同日発行物第九十四号告示、裁判所公告四頁

（国定規格A4判）

官報

主要目次

○家畜伝染病予防法の一部改正

法律

政令

○外国人登録令の一部改正

○石油配給公団解散令の一部改正

府令

○外国人登録令施行規則の一部改正

法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百三十八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は物品について、その所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

農 林 大臣 森 幸太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

政令

外国人登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年十二月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百八十一号

外国人登録令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基づき、この政令を制定する。

外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第七條第一項中「法務総裁の定めるところにより」、「の下に」登録証明書を添え」を加え、同項中「登録の申請をしなければならぬ」を「居住地変更の登録を申請しなければならぬ」に、同條第二項中「前居住地の市町村の長の交付した登録証明書と引き替えに登録証明書を交付しなければならぬ」を「登録証明書の記載を更正してこれを返還しなければならぬ」に改める。

第八條第一項中「外国人は」、「の下に」居住地の変更を除く外、」を、「法務総裁の定めるところにより」、「の下に」登録証明書を添え」を加え、同條第二項中「変更の登録をしなければならぬ」を「変更の登録をするとともに、登録証明書の記載を更正してこれを返還しなければならぬ」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條之二 登録証明書の有効期間は、交付の日から三年とする。

外国人は、前項の期間満了前二箇月以内に、法務総裁の定めるところにより、登録証明書を居住地の市町

村の長に返還し、あらたに登録証明書の交付を申請しなければならない。

市町村の長は、前項の規定により登録証明書の交付の申請を受けたときは、法務総裁の定めるところにより、あらたに登録証明書を交付しなければならない。

第九條第一項中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第十二條から第十五條までを次のように改める。

第十二條 第三條の規定に違反して本邦に入つた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第十三條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は第八條の二第二項の規定に違反して登録若しくは登録証明書の交付の申請をせず又は虚偽の申請をした者

二 第四條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は第八條の二第二項の規定による登録又は登録証明書の交付の申請を妨げた者

三 第四條第三項又は第七條第三項において準用する第四條第三項の規定に違反して二以上の市町村の長に登録の申請をした者

四 第九條の規定に違反して登録証明書を返還しない者

五 第十條の規定に違反して登録証明書を携帯せず又は登録証明書その他の文書の呈示を拒否した者

六 行使の目的を以て登録証明書を他人に交付し若しくは他人名義の登録証明書の交付を受け又は他人名義の登録証明書を行使した者

第十四條 第十二條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係るものは、これを没収する。

犯人以外の者が犯罪の後前項の船舶を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められな

いときは、これを没収する。

第十五條 刑事訴訟法第六十條第二項但書及び第八十九條の規定は、第十二條の罪に係る事件には、これを適用しない。

前項に掲げる事件について刑の執行猶予又は罰金の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法第三百四十五

項の規定による登録又は登録証明書の交付の申請を妨げた者

市町村の長は、前項の規定により登録証明書の交付の申請を受けたときは、法務総裁の定めるところにより、あらたに登録証明書を交付しなければならない。

第九條第一項中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第十二條から第十五條までを次のように改める。

第十二條 第三條の規定に違反して本邦に入つた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第十三條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は第八條の二第二項の規定に違反して登録若しくは登録証明書の交付の申請をせず又は虚偽の申請をした者

二 第四條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は第八條の二第二項の規定による登録又は登録証明書の交付の申請を妨げた者

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

條の規定にかかわらず、勾留状は、その効力を失わない。
 前項の判決が確定したときは、勾留状は、その効力を失う。
 第十五條の次に次の二條を加える。
 第十六條 法務総裁は、その定めるところにより、左の各号の一に該当する外国人に対し、退去を強制することができる。
 一 第三條の規定に違反して本邦に入つた者
 二 第十三條に掲げる罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者
 三 前号に掲げる罪を除く外、第十三條に掲げる罪を犯し刑に処せられた者で再び同條各号の一に該当する行為のあつたもの
 四 登録証明書に係る刑法第五十五條又は第五十八條の罪を犯し刑に処せられた者
 第十七條 法務総裁は、特に必要がある場合には、都道府県知事に前條に規定する退去の強制を行わせることができる。
 都道府県知事は、前項の規定により退去の強制をした場合には、直ちに法務総裁に報告しなければならない。
 附則
 一 この政令は、昭和二十五年一月十六日から施行する。
 二 外国人は、昭和二十五年一月十六日から同月三十一日までに、法務総裁の定めるところにより、この政令施行前に交付された登録証明書(以下「旧登録証明書」という。)を居住地の市町村の長に返還し、あらたに登録証明書の交付を申請しなければならない。この場合には、第四條第三項の規定を適用する。
 三 市町村の長は、前項の規定により登録証明書の交付の申請を受けたときは、法務総裁の定めるところにより、混滞なく登録証明書を交付しなければならない。
 四 旧登録証明書は、第二項の期間経過後は、その効力を失う。
 五 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。
 一 第三項の規定に違反して登録証明書の交付の申請をせず、又は虚偽の申請をした者
 二 第二項の規定による登録証明書の交付の申請を妨げた者
 三 第二項において適用する第四條第三項の規定に違反して二以上の市町村の長に登録証明書の交付の申請をした者
 六 前項に掲げる罪を犯した者は、第十六條及び第十七條の規定の適用については、第十三條に掲げる罪を犯した者と同視する。
 内閣総理大臣 吉田 茂
 法務総裁 殖田 俊吉
 石油配給公団解散令の一部を改正する政令をここに公布する。
 御名 御璽
 昭和二十四年十二月三日
 内閣総理大臣 吉田 茂
 政令第三百八十二号
 石油配給公団解散令の一部を改正する政令
 内閣は、石油配給公団法(昭和二十二年法律第五十五号)第七條第二項及び第三十條第二項但書の規定に基づき、この政令を制定する。
 石油配給公団解散令(昭和二十四年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。
 第四條中「昭和二十四年十一月二十一日」を「昭和二十五年一月三十一日」に改める。
 附則
 この政令は、公布の日から起算して、昭和二十四年十一月三十日から適用する。
 大蔵大臣 池田 勇人
 内閣総理大臣 吉田 茂

府令
 ◎法務府令第九十七号
 外国人登録令施行規則(昭和二十二年内務省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 昭和二十四年十二月三日
 法務総裁 殖田 俊吉
 第二條第一項中「第七條第一項」を削る。
 第三條から第五條までを次のように改める。
 第三條 市町村(東京都の区に存する区域並びに京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市においては区以下これに同じ。)の長は、令第四條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は附則第二項の規定により登録の申請を受けたときは、申請事項を審査しその真実であることを確認した後でなければ、登録することができない。
 第四條 令第六條又は附則第二項の規定による市町村の長のなす登録は、別記第二号様式の登録原票に所要の事項を記載してこれをす。
 第五條 令第五條に規定する外国人登録簿は、前條に規定する登録原票をつづつたものを以て、これにあつてゐる。
 第六條中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改める。
 第六條の次に次の一條を加える。
 第六條之二 令第七條第一項に規定する居住地変更の登録の申請は、別記第四号様式の申請書による。
 前項の申請書を受けた市町村の長は、混滞なく前居住地の市町村の長より登録原票の送付を受けてその記載を更正し、これを外国人登録簿につづりこまなければならない。
 第七條中「別記第三号様式」を「別記第五号様式」に改める。
 第七條の次に次の一條を加える。
 第七條之二 令第八條の二第二項に規定する登録証明書の交付の申請は、別記第六号様式の申請書による。
 第二條第二項及び第三條の規定は、前項の場合に、これを適用する。
 第八條第二項中「別記第四号様式」を「別記第七号様式」に改める。
 第九條第二項中「第二條第二項」の下に「及び第三條」を加える。
 第十二條から第十五條までを次のように改める。
 第十二條から第十五條まで 削除
 第十二條から第十五條まで
 第十六條及び第十七條中「第十四條」を「第十六條」に改める。
 第十八條中「別記第六号様式」を「別記第八号様式」に改める。
 第十八條の次に次の一條を加える。
 第十八條之二 都道府県知事は、令第十七條第一項の規定により外国人に退去を強制するときは、別記第九号様式による外国人退去強制令書を発し、これを執行する警察官又は警察吏員に交付しなければならない。
 別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

(表)
 注意 (NOTICE)
 1 本申請書を提出するときは写真二葉を添付すること。
 (WHEN PRESENTING THE APPLICATION, MUST ANNEX TWO PHOTOGRAPHS.)
 2 漢字の氏名は振仮名をつけること。
 (WRITE "KANJI" TO THE NAME WRITTEN IN "KANJI" (CHINESE CHARACTER).)
 3 歐米人の氏名は下記記載例に従つて記載すること。
 (WRITE EUROPEAN NAME AS FOLLOWS.)
 (Last) (First) (Middle)
 MILL John Stuart
 4 国籍欄には台商人及び朝鮮人は台湾又は朝鮮と記入すること。
 (IN NATIONALITY SECTION, MUST WRITE DOWN FORMOSA OR KOREA WHEN YOU ARE FORMOSAN OR KOREAN.)
 5 生年月日は西暦で記入すること。
 (DATE OF BIRTH MUST BE WRITTEN IN FOREIGN STYLE.)
 6 この申請書に虚偽の記載をしたものは罰せられる。
 (APPLICANT SHALL BE PUNISHED WHEN THIS "APPLICATION" IS NOT WRITTEN IN PROPERLY.)
 7 ※印のあるところは記入しないこと。
 (DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

(表)
 登録申請書 (APPLICATION FOR REGISTRATION)
 市区長 町村長
 (TO MAYOR, HEAD OF WARD, TOWN AND VILLAGE)

氏名及び性別 (NAME, SEX)	性 (SEX)	出生年月日 (DATE OF BIRTH)	出生地 (PLACE OF BIRTH)
生年月日 (DATE OF BIRTH)	籍 (NATIONALITY)	職業 (OCCUPATION)	職業 (OCCUPATION)
入国年月日 (DATE OF ENTRY)	入国地 (LANDING PLACE)	入国地 (LANDING PLACE)	入国地 (LANDING PLACE)
入国許可年月日 (DATE OF ENTRY PERMITSION)	入国許可年月日 (DATE OF ENTRY PERMITSION)	入国許可年月日 (DATE OF ENTRY PERMITSION)	入国許可年月日 (DATE OF ENTRY PERMITSION)
住所 (ADDRESS)	住所 (ADDRESS)	住所 (ADDRESS)	住所 (ADDRESS)
世帯主の氏名 (NAME OF HOUSE HOLDER)	世帯主の氏名 (NAME OF HOUSE HOLDER)	世帯主の氏名 (NAME OF HOUSE HOLDER)	世帯主の氏名 (NAME OF HOUSE HOLDER)
世帯主との続柄 (FAMILY RELATIONSHIP)	世帯主との続柄 (FAMILY RELATIONSHIP)	世帯主との続柄 (FAMILY RELATIONSHIP)	世帯主との続柄 (FAMILY RELATIONSHIP)
上記の通り登録を申請する (I HEREBY APPLY FOR REGISTRATION)	申請人 (APPLICANT)	申請人 (APPLICANT)	申請人 (APPLICANT)
昭和 年 月 日 (DATE)	昭和 年 月 日 (DATE)	昭和 年 月 日 (DATE)	昭和 年 月 日 (DATE)

別記第一号様式
 登録申請書の番号 No. 昭和 年 月 日 登録原票の番号 No. 昭和 年 月 日
 登録原票の交付年月日 昭和 年 月 日
 登録原票の作成年月日 昭和 年 月 日

(日本標準規格B列5号)

昭24.12.3

居住地変更登録申請書 (NOTICE OF CHANGE OF ADDRESS)

市区町村長 殿 (TO MAYOR, HEAD OF WARD, TOWN AND VILLAGE)

受年月日 昭和 年 月 日 登録原票の年月日

附番号 第 号 月 日

登録証明書の番号 (NO. OF REGISTRATION CERTIFICATE) 氏名 (NAME) 国籍 (NATIONALITY) 性別 (SEX) 変更年月日 (DATE OF CHANGE) 登録原票の交付を受けた日

NO. 昭和 年 月 日 月 日

居住の場所 (ADDRESS) 新 (NEW) 旧 (OLD) 記載更正印

世帯主の氏名 (NAME OF HOUSEHOLDER) 世帯主との続柄 (FAMILY RELATION)

上記の通り居住地変更の登録を申請する。
(I HEREBY APPLY FOR THE REGISTRATION OF CHANGED ADDRESS AS ABOVE)

昭和 年 月 日

申請人 (APPLICANT) 印 (SIGNATURE OR SEAL)

注意(NOTICE) ※印のあるところは記入しないこと。
(DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

別記第四号様式

(日本標準規格B列5号)

変更登録申請書 (APPLICATION FOR ALTERATION OF REGISTRATION)

市区町村長 殿 (TO MAYOR, HEAD OF WARD, TOWN AND VILLAGE)

氏名 (NAME) 変更年月日 (DATE OF ALTERATION) 昭和 年 月 日

登録証明書の番号 (NO. OF REGISTRATION CERTIFICATE) 国籍 (NATIONALITY) 附番号 第 号

変更事項 (MATTERS TO BE ALTERED) 事項欄 (SECTION) 変更前 (FORMER) 変更後 (PRESENT)

居住場所 (ADDRESS)

上記の通り変更の登録を申請する。
(I HEREBY APPLY FOR ALTERATION OF REGISTRATION)

昭和 年 月 日

申請人 (APPLICANT) 印 (SIGNATURE OR SEAL)

注意(NOTICE) ※印のあるところは記入しないこと。
(DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

(日本標準規格B列5号)

別記第四号様式

(表) 外国人登録原票

No. 登録年月日 昭和 年 月 日

氏名 性別 男女

国籍 出生地 生年月日 年月日

職業 入国年月日 年月日 上陸地

渡来目的 旅券番号 第 号 入国許可年月日 年月日

世帯主の氏名 世帯主との続柄

年月日 居住場所 認印

昭和 年 月 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

(裏)

年月日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

備考

別記第二号様式

(日本標準規格B列6号)

(裏)

年月日 変更事項欄 認印

昭和 年 月 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

月 年 日

注意事項

- 1 本証明書は常に携帯すること。
- 2 警察官、警察吏員、外国人の登録若しくは主要食糧の配給に関する業務に従事する官吏又は海上保安官の請求があるときは、本証明書を呈示すること。
- 3 本邦を退去するとき、外国人でなくなつたとき又は死亡したときは、本証明書を返還すること。
- 4 登録事項に変更があつたときは、変更の登録申請をすること。
- 5 有効期間満了前一箇月以内に居住地の市区町村長に返還して新登録証明書の交付を受けること。

備考 表は淡か、色桐字紋入りとし、裏は淡緑色桐字紋入りとする。
別記第四号様式を別記第七号様式とし、別記第五号様式及び別記第六号様式を削り、別記第三号様式を別記第四号様式から別記第六号様式までとして次の様式を加える。

(表)

No. 外国人登録証明書

性別 年月日 生

氏名 年月日 生

国籍 職業

出生地 入国年月日

住所

世帯主の氏名 続柄

有効期間

自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

発行者

別記第三号様式

(日本標準規格B列7号)

号外

別記第八号様式 外国人退去強制令書

右の者に対し外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十六條の規定により左記によつて本邦外に退去を強制する。

一、退去強制の時期
昭和 年 月 日

二、退去強制の理由
昭和 年 月 日

別記第九号様式 外国人退去強制令書

右の者に対し外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十七條第一項の規定により左記によつて本邦外に退去を強制する。

一、退去強制の時期
昭和 年 月 日

二、退去強制の理由
昭和 年 月 日

附則
この府令は、昭和二十五年一月十六日から施行する。

1 従前の規定による外国人登録簿は、この府令による改正後の規定(以下新規定という)による外国人登録簿とみなす。但し、この府令施行後滞りなく新規定によつて改製しなければならない。

2 外国人登録令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第三百八十一号 以下(令)という)の附則第二項に規定する登録証明書の交付の申請は、別記様式の申請書による。

3 前項の申請書には、令施行前に交付された登録証明書(以下「旧登録証明書」という)を添付しなければならない。但し、旧登録証明書を滅失しこれを添付することができないときは、その旨を申請書に記載し、且つ、その理由を記載した書面を添付するだけで足りる。

4 第二條第二項及び第三條の規定は、令附則第二項の規定による登録証明書の交付に準用する。

5 第二條第二項及び第三條の規定は、令附則第二項の規定による登録証明書の交付に準用する。

都道府県知事 執行者 印

別記第六号様式 外国人登録証明書交付申請書

登録証明書交付申請書 (APPLICATION FOR ISSUANCE OF REGISTRATION CERTIFICATE)

市 区 長 殿 (TO MAYOR, HEAD OF WARD, TOWN AND VILLAGE)

※新登録番号 第 号 昭和 年 月 日

※受附 第 号 昭和 年 月 日

登録番号 (REGISTERED NO.) 第 号

登録年月日 (DATE OF REGISTRATION) 昭和 年 月 日

氏名 (NAME) 生年月日 (DATE OF BIRTH) 年 月 日

登録場所 (PLACE OF REGISTRATION)

現居住場所 (PRESENT ADDRESS) 世帯主の氏名 (NAME OF HOUSEHOLDER) 世帯主との続柄 (FAMILY RELATION)

上記の通りにつき登録証明書の交付を申請する。
(I HEREBY MAKE APPLICATION FOR ISSUANCE OF REGISTRATION CERTIFICATE AS WRITTEN ABOVE)
昭和 年 月 日 (DATE) 申請人 (APPLICANT)

注意 (NOTICE) ※印のあるところは記入しないこと。
(DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

受附番号 第 号 申請人氏名 昭和 年 月 日

照合 点検 事故 完了 交付月日 月 日 受領印

本証と引替に 月 日新登録証明書を交付します。
(日本標準規格B列5号)

別記第七号様式 外国人登録令(抄)

登録証明書交付申請書 (APPLICATION FOR ISSUANCE OF REGISTRATION CERTIFICATE)

市 区 長 殿 (TO MAYOR, HEAD OF WARD, TOWN AND VILLAGE)

※新登録番号 第 号 昭和 年 月 日

※受附 第 号 昭和 年 月 日

登録番号 (REGISTERED NO.) 第 号

登録年月日 (DATE OF REGISTRATION) 昭和 年 月 日

氏名 (NAME) 生年月日 (DATE OF BIRTH) 年 月 日

登録場所 (PLACE OF REGISTRATION)

現居住場所 (PRESENT ADDRESS) 世帯主の氏名 (NAME OF HOUSEHOLDER) 世帯主との続柄 (FAMILY RELATION)

上記の通りにつき登録証明書の交付を申請する。
(I HEREBY MAKE APPLICATION FOR ISSUANCE OF REGISTRATION CERTIFICATE AS WRITTEN ABOVE)
昭和 年 月 日 (DATE) 申請人 (APPLICANT)

注意 (NOTICE) ※印のあるところは記入しないこと。
(DO NOT WRITE ANYTHING WHERE MARKED WITH ※)

本証と引替に 月 日新登録証明書を交付します。
(日本標準規格B列5号)

別記第七号様式(裏) 外国人登録令(抄)

第十條 外国人は、常に登録証明書を携帯し、法務総裁の定める官公吏の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

外国人は、法務総裁の定める官公吏の請求があるときは、旅券、国籍を証明する文書その他登録証明書の正当な所持人であること又は登録証明書に記載された事項の真実であることを証明するに足る文書を呈示しなければならない。

第十三條(抄) 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

五 第十條の規定に違反して登録証明書を携帯せず又は登録証明書その他の文書の呈示を拒否した者

外国人登録令(抄)

第八條 令第十條に規定する官公吏は、これを次のように定める。

一 警察官又は警察吏員

二 外国人の登録又は食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第二條の主要食糧の配給に関する業務に従事する官公吏

三 海上保安官

前項第二号の官公吏は、その事務所外で令第十條に規定する書類の呈示を求めるときは、別表第七号様式の証票を所持しなければならない。

号外

